

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		栃木市コミュニティセンター使用料の還付に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市コミュニティセンター条例第11条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市コミュニティセンター条例第11条
	参考事項	栃木市コミュニティセンター条例施行規則第6条
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市コミュニティセンター条例抜粋 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責任によらない理由により利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 利用前に利用承認の取消し又は記載事項の変更の申出をなし、市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(3) 利用期日の3日前までに利用の取消しを申し出たとき。</p>	